各団体の長 殿

山口労働局雇用環境・均等室長

地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、 厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇(以下「年休」という。)の取得率につきましては、令和 4年に62.1%と、前年より3.8ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、 依然として政府目標である 70%とは乖離があります。また、山口県における会 和4年における年休の取得率は49.1%と全国平均を下回っているところです。

このため、厚生労働省では、年休の計画的付与制度の導入促進を図るととも に、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や連続休暇の取得しやすい時季(夏 季、年末年始及びゴールデンウィーク)に集中的な広報を行うなど、年休を積 極的に取得する機運の醸成を図っているところです。

今般、その機運の醸成を図る一環として、地域が一体となってさらなる年休 の取得促進に取り組んでいただきたく、地域の特色を活かしたポスター及びリ ーフレット等を作成しました。

つきましては、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封の ポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等 への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、リーフレットは、以下に掲載しておりますので、併せて御活用くださ 11

○働き方・休み方改善ポータルサイト

「地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進の取組」コンテン

https://work-holiday.mhlw.go.jp/area/?torikumi=4

(担当) 山口労働局雇用環境・均等室 企画係 TEL:083-885-0390(内線 407)伊勢屋 山口県では「こどもや子育てにやさしい休み方改革」がはじまりました!

年次有給休暇を活用して 新しい暮らしをはじめて みませんか?

年次有給休暇を取得して、 日々の疲れをリフレッシュしたり、家族と過ごしたり、 新しい働き方・休み方をはじめましょう。

やさしい休み方改革」 月間(11月)

> 家族で やま学の日













●お問合せ-

山口県のこどもや子育てにやさしい休み方改革の主な取組



社会全体の機運醸成

「いい育児の日(11月19日)」を中心に、11月を「こどもや子育てにやさしい休み方改革」月間に制定しました。



職場環境づくり

こどもと過ごすための休暇を取得しやすい職場環境づくり に向けて、育休・休暇の取得を推奨する企業を支援します。



休暇を家族で一緒に過ごせる 仕組みづくり

公立学校において、学校休業日以外でも家族とともに、校外 で体験や探究の活動を考え、企画し、実行できる仕組み 「家族でやま学の日」を創設しました。



家族で山口を楽しめる コンテンツの充実

平日でも遊べる観光コンテンツの充実や親子で平日に参加 できる体験教室等の開催、公の施設の使用料免除などを 実施します。

地域のイベントや自治体活動に あわせて有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康 増進や、モチベーションアップ、生産性向上によ る企業のメリットだけではなく、地域活動への 参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋 がります。誰もが暮らしやすい山口県の実現の ために、年次有給休暇の取得促進に取り組みま しょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を 活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5⊫

5 ₪

15⊫

5⊨

事業主が計画的に付与できる

労働者が自由に取得できる

事業主が計画的に付与できる

労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。